

吸収分割に係る事前開示書面（変更分）
（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2021年4月27日
アイ・ケイ・ケイ株式会社

会社分割に係る事前開示書類（変更分）

当社は、アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社(以下、「アイ・ケイ・ケイ分割準備会社」という)との間で、2020 年 12 月 14 日付でアイ・ケイ・ケイ分割準備会社を承継会社、当社を分割会社とする吸収分割契約（以下、「本吸収分割」といいます。）を締結し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の定めに従い、2021 年 1 月 14 日付「会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面」により行いましたが、2021 年 4 月 26 日付で本吸収分割の効力発生日の変更に係る吸収分割契約変更契約を締結したことに伴い、開示書類に変更が生じたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、下記の項目につき、変更後の書面を備え置くことといたします。

1. 本吸収分割契約の内容

次の事項を追加いたします。

「なお、当社は本吸収分割の効力発生日を 2021 年 11 月 1 日に変更すべく、2021 年 4 月 26 日付で吸収分割承継会社（アイ・ケイ・ケイ分割準備会社）との間で本吸収分割に係る吸収分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約 変更契約書」のとおりです。」

以上

(別紙)

吸収分割契約 変更契約書

アイ・ケイ・ケイ株式会社（以下、「甲」という。）とアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で2020年12月14日付にて締結された吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約」という。）の変更について、次のとおり変更契約（以下、「本変更契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割契約の変更）

本吸収分割契約第5条を次のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

「第5条（効力発生日）」

効力発生日は、2021年11月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。」

第2条（変更の効力）

本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更されたものを除き、本吸収分割契約のその他の定めは引き続き効力を有する。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された内容の本吸収分割契約を意味するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月26日

(甲)

佐賀県伊万里市新天町722番地5

アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役社長 村田 裕紀



(乙)

佐賀県伊万里市新天町722番地5

アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社

代表取締役社長 村田 裕紀

